

OKI グループ
サプライチェーン CSR 推進ガイドブック

2014年4月

沖電気工業株式会社

はじめに

本ガイドブックは、お取引先様に OKI グループの CSR(企業の社会的責任)への取り組みをご理解いただくとともに、お取引先様にご協力いただきたい事項を明確にすることで、お取引先様と共にサプライチェーンでの CSR を推進していくことを目的としています。

お取引先様には、本内容についてご理解、ご賛同いただくとともに、今後とも CSR の推進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

< 本ガイドブックの構成 >

1. OKI グループの CSR
2. OKIグループ企業行動憲章
3. OKIグループ行動規範
4. OKI グループ資材調達方針
5. お取引先様にご協力いただきたい CSR 項目とその解説

1 . OKI グループの CSR

OKIグループは、企業理念“OKIは「進取の精神」をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献する。”に記すとおり、本業を通じて、皆様の快適で豊かな生活の実現に貢献することをめざしています。この追求と実現こそが、OKIグループの社会的責任 (CSR) の根幹をなすものです。

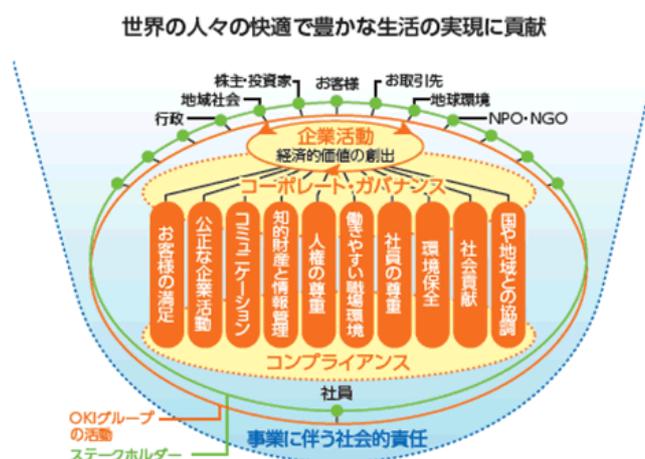
この認識に基づいてグループ全体でCSRを推進するため、OKIグループ全企業が共有すべき価値観として「OKIグループ企業行動憲章」を制定。さらに、憲章に則って役員および社員がとるべき行動の規範を「OKIグループ行動規範」としてまとめ、研修などを通じて周知・徹底を図っています。

さらに、社会的責任を果たしていくためには、サプライチェーンに関わるお取引先の協力が不可欠であるとの認識に基づき、パートナーとしての信頼関係構築に努めるとともに、「OKIグループ資材調達方針」に「お取引先様へのお願い」として「法令・社会規範の遵守」「地球環境への配慮」「情報の適正な管理・保護」などを掲げ、ご協力をお願いしています。

・OKIグループが社会的責任を果たすための基盤となる体系



・OKIグループのCSR



2 . OKIグループ企業行動憲章

OKIグループは、常にお客様に「安心」をお届けし、株主や投資家、社員、お取引先、地域社会など、すべてのステークホルダーの皆様のご信頼を得ることが、企業価値向上の基盤であると認識しています。関係法令の遵守はもちろん、社会的良識をもって健全な企業活動を展開し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献していきます。

お客様の満足

OKIグループは、常にお客様の満足を得られる商品・サービスを、安全や使いやすさに十分配慮して開発・提供します。

公正な企業活動

OKIグループは、公正、透明、自由かつ適正な競争ならびに取引を行います。

コミュニケーション

OKIグループは、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時かつ公正に開示します。

知的財産と情報管理

OKIグループは、知的財産の重要性を認識するとともに、個人情報をはじめとするお客様および自社の情報を適正に管理・保護します。

人権の尊重

OKIグループは、企業活動において人権を尊重し、差別的取扱いを行いません。また、児童労働・強制労働を認めません。

働きやすい職場環境

OKIグループは、すべての社員にとって安全で働きやすい職場環境の確保・維持に取り組みます。

社員の尊重

OKIグループは、社員一人ひとりの個性を尊重し、目標に向かって果敢にチャレンジし続ける風土醸成に取り組みます。

環境保全

OKIグループは、より良い地球環境の実現と継承のため、環境経営を推進し、商品および事業活動を通じた環境保全に取り組みます。

社会貢献

OKIグループは、良き企業市民として真に豊かな社会の実現に向けて、社会貢献活動に取り組みます。

国や地域との協調

OKIグループは、事業を行う国や地域の文化・慣習を尊重し、地域社会と良好な関係を作り上げ、ともに発展していくよう努めます。

3 . OKIグループ行動規範

わたしたちは、ステークホルダーの信頼を得ることが OKI ブランドの向上につながるという認識のもと、日常の業務の中で常にこの行動規範に定める事項を遵守します。

(注)本規範において「OKIグループ」とは、沖電気工業株式会社および沖電気工業株式会社が本規範の適用対象と定める会社の集合体を指します。また「わたしたち」とは、OKIグループ各社のすべての役員および社員(臨時社員、嘱託、派遣社員およびパートタイマー等を含む)を指します。

基本姿勢

1. わたしたちは、各国・地域の法令や社内規則を遵守することはもちろん、高い倫理観をもって社会的良識に従い行動します。そのために、情報や課題をいち早く共有し、的確に対応できる「言う、言える、聞く」企業風土を醸成します。
2. わたしたちは、企業活動のあらゆる場面において「世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献する」ことを念頭に業務を行います。

1. お客様の満足

1. わたしたちは、常にお客様の立場にたって行動し、お客様にご満足いただける商品・サービスをお届けするよう努めます。
2. わたしたちは、お客様に安全な商品をお届けするための活動を最優先するとともに、安心してご利用いただける商品・サービスの実現に努めます。

2. 公正な企業活動

1. わたしたちは、独占の禁止や公正な競争に関する各国・地域の法令を遵守し、公正かつ自由な競争に努めます。
2. わたしたちは、公明正大で差別のない取引先選定と、誠実かつ公正な取引の実施に努めます。
3. わたしたちは、公務員、お客様およびその代理人など、いかなる第三者に対しても、現金またはその他の形での贈賄行為を行いません。また、いかなる第三者からの賄賂も受領

しません。

4. わたしたちは、寄付行為や政治献金は、その必要性や妥当性を十分考慮した上で、関連法令および社内規則に則り適切に行います。
5. わたしたちは、国際的な平和と安全維持のため、各国・地域で定められた輸出管理関連法令を遵守します。
6. わたしたちは、宣伝・広告などの活動を、事実に基づき良識をもって行います。
7. わたしたちは、会社の有形・無形の資産を適正に管理し、業務目的以外の使用を行いません。
8. わたしたちは、財務・会計に関する記録および報告を公正・適切に行います。不正確な記録の原因となる行為をしないよう、自らの業務に関する関連法令および社内規則を遵守します。
9. わたしたちは、OKI グループの正当な利益に反して自分や第三者の利益をはかるような行為を行いません。
10. わたしたちは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

3. コミュニケーション

1. わたしたちは、ステークホルダーとの信頼関係を構築するため、コミュニケーションの促進に努めます。
2. わたしたちは、OKI グループの企業情報の正確性の確保と、適時かつ公正な発信に努めます。
3. わたしたちは、OKI グループまたは他社の未公表の情報を利用した株式等の売買を行いません。また、その情報を他の者に提供しません。

4. 知的財産と情報管理

1. わたしたちは、業務上創造した知的成果を知的財産権として保護し、積極的な活用に努めます。また、第三者の知的財産権を尊重し、故意に侵害しないよう努めます。
2. わたしたちは、自社および、お客様・お取引先等の秘密情報を適切に管理します。
3. わたしたちは、個人情報の取り扱いを適切に行うとともに、安全管理措置を施します。
4. わたしたちは、情報セキュリティの重要性を認識し、情報漏洩などの防止に努めます。

5. 人権の尊重

1. わたしたちは、企業活動のさまざまな場面において常に基本的人権を尊重し、差別的言動や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。
2. わたしたちは、児童労働・強制労働を認めません。

6. 働きやすい職場環境

1. わたしたちは、労働安全衛生に関する法令や社内規則を遵守し、安全で清潔な職場環

境づくりに努めます。

2. わたしたちは、社員の多様性を尊重し、誰もが働きやすい職場環境の実現に努めます。

7. 社員の尊重

1. わたしたちは、職場において互いの個性を尊重するとともに、自由に議論し、創造し、チャレンジする風土づくりに取り組みます。

2. わたしたちは、業務を遂行するために必要な能力の向上に努めます。

8. 環境保全

1. わたしたちは、商品の企画から製造・保守運用に至るすべての業務プロセスにおいて、環境配慮型商品とサービスの提供に取り組みます。

2. わたしたちは、事業活動において、省資源・省エネルギーに努め、廃棄物の削減に取り組みます。

3. わたしたちは、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。

4. わたしたちは、各国・地域で適用される環境法令・条例や、同意するお客様およびその他の要求事項を遵守し、汚染の予防に努めます。

9. 社会貢献

1. わたしたちは、社会貢献活動の重要性を理解し、各種ボランティア活動に積極的に参加するよう努めます。

10. 国や地域との協調

1. わたしたちは、各国・地域の文化、慣習等を理解し、尊重するよう努めます。

2. わたしたちは、事業所が帰属する地域社会の一員として、信頼関係の構築と維持に努めます。

4. OKIグループ資材調達方針

OKIグループは、お客様に提供する商品の生産・供給に必要な資材・サービス等の購買において、常に公正かつ透明な取引を行い、ワールドワイドに適正な品質・価格で調達活動を実施します。

またCSR(企業の社会的責任)の考え方についてお取引先の皆様にもご協力をいただけるようパートナーとしての信頼関係構築につとめ、法令や社会規範の遵守、環境保全などの取り組みを推進してまいります。

1. 基本的な考え方

1. 公明正大で国内外の差別のない取引先選定を行います。

2. 「OKIグループ企業行動憲章」に基づき、CSRに配慮した調達活動を推進します。

3. 適正な品質とコストを追求するとともに、資材の安定調達をはかります。

2. 資材調達の指針

「基本的な考え方」に基づき、以下の5点を重視して調達活動を推進します。

1. 公明正大で国内外の差別のない取引先選定

お取引先様選定において、国内外のすべての企業に公平な機会を設けるとともに公正な評価により選定し、相互の成長と繁栄に努めます。

2. 法令・社会規範の遵守

各国・地域において適用される法令および社会規範を遵守します。

3. 地球環境への配慮

「OKI グループ環境ビジョン 2020」に基づいた調達活動を行います。

4. 情報の適正な管理・保護

個人情報および機密情報の適正な管理・保護に努めます。

5. 適正な品質とコストの追求および資材の安定調達

OKI グループが求める品質、コスト、納期に合致した資材を調達することを基本とします。

3. お取引先様へのお願い

OKI グループが資材調達指針に基づいた調達を実践するためには、お取引先様のご協力をいただき、相互に連携した取り組みを行っていくことが不可欠です。

1. 法令・社会規範の遵守

事業活動を行う国や地域において適用される法令・社会規範の遵守をお願いします。

- ・ 資材の製造・販売に関連する法令、環境法令、製品安全に関連する法令、労働・安全衛生に関連する法令などの遵守
- ・ 児童労働・強制労働の禁止
- ・ 人種・性別などによる差別の禁止
- ・ 安全で清潔な作業環境の実現
- ・ 贈収賄・不公正な行為の禁止

など

2. 地球環境への配慮

製品の省エネルギーや廃棄物削減、環境汚染物質の削減など、製品ライフサイクル全体にわたる環境負荷低減のためには、お取引先様のご協力が欠かせません。OKI グループの「グリーン調達基準」に沿った資材の提供と、環境保全に配慮した事業活動や商

品開発の積極的な推進をお願いします。

3. 健全で安定した事業経営

相互の協力関係、信頼関係を築くため、健全で公明正大な事業経営の推進をお願いします。

また、経営方針・経営状況(財務状況を含む)に関し、適正な情報開示をお願いします。

4. 適正な品質・価格と安定供給

お取引先様から供給していただく資材の品質は、OKI グループの製品の性能・安全性を左右します。

OKI グループが求める品質を満足する資材の供給と、各国・地域における必要な安全基準の遵守をお願いします。

また、市場競争力のある価格で、安定した資材の供給をお願いします。

5. 情報の適正な管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、および顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護するようお願いします。

6. 供給継続への協力

災害等止むを得ぬ事態が発生した場合には、OKI グループとお取引先様、お取引先様の調達取引先様を含めたサプライチェーンで協力し、供給継続に向けてご協力いただくようお願いします。また、万が一お取引先様が被災された場合には、OKI グループにご一報くださいますようお願いいたします。

7. 紛争鉱物への対応

OKI グループは、不当な方法で採掘された紛争鉱物を製品に使用せず、また、当該鉱物を原材料とする商品を調達しないことを基本的な方針としています。お取引先様には、本方針に賛同いただくとともに、適切な管理をお願いします。

5. お取引先様にご協力いただきたい CSR 項目とその解説

本項は、JEITA(社団法人電子情報技術産業協会)が2006年8月に制定した『サプライチェーンCSR推進ガイドブック』に準拠して作成しています。なお「III 環境」については、OKIグループの「グリーン調達基準書」もご参照ください。

<目次>

人権・労働.....	1
1. 強制的な労働の禁止	
2. 非人道的な扱いの禁止	
3. 児童労働の禁止	
4. 差別の禁止	
5. 適切な賃金	
6. 労働時間	
7. 従業員の団結権	
安全衛生.....	3
1. 機械装置の安全対策	
2. 職場の安全	
3. 職場の衛生	
4. 労働災害・労働疾病	
5. 緊急時の対応	
6. 身体的負荷のかかる作業への配慮	
7. 施設の安全衛生	
8. 従業員の健康管理	
環 境.....	6
1. 製品に含有する化学物質の管理	
2. 製造工程で用いる化学物質の管理	
3. 環境マネジメントシステム	
4. 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)	
5. 環境許可証 / 行政認可	
6. 資源・エネルギーの有効活用(3R)	
7. 温室効果ガスの排出量削減	
8. 廃棄物削減	
9. 環境保全への取組み状況の開示	

公正取引・倫理	9
1. 汚職・賄賂などの禁止	
2. 優越的地位の濫用の禁止	
3. 不適切な利益供与および受領の禁止	
4. 競争制限的行為の禁止	
5. 正確な製品・サービス情報の提供	
6. 知的財産の尊重	
7. 適切な輸出管理	
8. 情報公開	
9. 不正行為の予防・早期発見	
品質・安全性	12
1. 製品安全性の確保	
2. 品質マネジメントシステム	
情報セキュリティ	13
1. コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御	
2. 個人情報の漏洩防止	
3. 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	
社会貢献	15
1. 社会・地域への貢献	

1 人権・労働

(- 1) 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことである。

強制的(あるいは強制的な労働)とは、例えば、次のようなものを指す。

本人の意思に反して就労させる強制労働、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隷労働。また囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働。

自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種である。

(- 2) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)、パワーハラスメント(暴言による嫌がらせや威圧的行為)などを指す。

(- 3) 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない

児童労働とは、一般論として ILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。

例えば、日本国内においては、15歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたる。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられる。海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務違反は児童労働にあたる。

また、法令の定めのない国では、ILOの最低年齢条約・勧告に反する行為は児童労働にあたる。(最低就業年齢の原則は15歳:ILO条約第138号)

(- 4)差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める

差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいう。

差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的し向、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがある。

また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされる。

(- 5)適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金をいう。本項目では、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当の支払も含む。

不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指す。

(- 6)労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する

適切な管理とは、次のような行為を指す。

- ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ・超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間(緊急時、非常時を除く)が法定限度を超えないこと
- ・1週間に最低1日の休日を与えること
- ・法令に定められた年次有給休暇の権利を与えること。

(- 7)従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する

従業員の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指す。

安全衛生

(- 1)機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理をさし、例えば次のようなものをいう。

フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロックなどと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施

(- 2)職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物などの、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指す。

適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断(ロックアウト)、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置(タグアウト)、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられる。

(- 3)職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また適切な対策を講じる

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などや、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質(鉛、アスベストなど)などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして本項の要素である。

適切な対策とは、例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供などのことを指す。

(- 4)労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる

適切な対策とは、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進などを可能にする制度や施策のことを指す。(労災保険への加入なども含む)
また、法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行うことも含まれる。

(- 5)緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備などを指す。

職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育(避難訓練を含む)を実施することや、緊急時の対応手順書などを職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられる。

(- 6)身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定の上災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業などの重労働のほかにも、組み立てやデータ入力などの長時間にわたる反復作業や連続作業などが含まれる。
適切な管理とは、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力などが挙げられる。

(- 7)施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保する

従業員の生活のために提供される施設とは、職場で従業員に提供される施設(トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂など)、職場外で従業員に提供される施設(寮など)のことを指す。

安全衛生の確保の例として、清潔・衛生が保たれるとともに、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急避難路(出口)、個人所持品の安全な保管などの対策が挙げられる。

(- 8)従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指す。あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要がある。

環 境

(- 1)製品に含有する化学物質の管理

すべての製品に対して、法令等で指定された化学物質を管理する

製品に対する化学物質の管理とは、法令等で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや必要とされる試験評価を行うこと等をいう。

(- 2)製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告などを行い、当該物質の排出量の削減に努めることをいう。

(- 3)環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し、また運用する

環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。

代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 などが挙げられ、第三者認証を受けることができる。

(- 4)環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもつて更なる改善をする

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことである。公害の発生を予防することはもとより、さらなる改善のための活動として、例えば、排水・汚泥・排気などの監視方法、制御方法、処置方法の改善や、それらの流出量の削減などが挙げられる。

(- 5)環境許可証 / 行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する

日本国内の場合、法令等で定められた、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃掃法 / 特別管理産業廃棄物管理責任者、省エネ法 / 一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等 / 化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者などが挙げられる。

また事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務がある。

事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合がある。

(- 6)資源・エネルギーの有効活用(3R)

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいう。そのための手段として製品への材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用を促進すること等がある。

省エネルギーとは、熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることをいう。エネルギーの節約をすることで石油、天然ガス、石炭、コークスなどの燃料資源を有効に利用することができる。

3Rとは Reduce(削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源)を指す。

(- 7) 温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

温室効果ガスには様々なものがあるが、特に京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6 の6種類の物質群を指す。

継続的削減活動として、これら6種類の温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

(- 8) 廃棄物削減

最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

最終廃棄物とは、埋め立て、または焼却が必要な廃棄物を指す。

継続的削減活動として、最終廃棄物に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

(- 9) 環境保全への取組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じ開示する

環境活動の成果とは、環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等を指し、事業所が引き起こした環境に有害な結果も含まれる。成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録をとる。

開示の方法として、環境報告書の公開および利害関係者への必要に応じた報告等がある。

公正取引・倫理

(- 1)汚職・賄賂などの禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わない

贈賄とは、公務員およびそれに準じる者(以下公務員等という)に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいう。

また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含む。

違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいう。

(- 2)優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。

調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行わない。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。(例えば日本における下請法など)

(- 3)不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない

不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいう

法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、賄賂性のある行為。

社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力(犯罪組織やテロ組織など)に不適切な利益を供与する行為。

顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行なうインサイダー取引。

(- 4)競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと(入札談合)などをいう。

また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うなどは、不正競争行為である。

(- 5)正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する

正確な情報とは、例えば次のようなことをいう。

- ・ 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
- ・ 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること。
- ・ 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと。

(- 6)知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しない

知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいう。

製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、第三者の知的財産の事前調査を十分行う。正当な理由のある場合を除き、第三者の知的財産の無断利用は知的財産権の侵害にあたる。

また、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたる。

第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたる。

(- 7)適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う

法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等(ワッセナー・アレンジメント等)に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等である
なお、輸出に関しては監督官庁等の許可取得等の手続きが必要な場合がある。

(- 8)情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う

ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚)等を指す。
なお、重大なリスク情報については都度公開するとともに顧客に発信することも積極的な情報提供の一例である。

(- 9)不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える

不正行為を予防するための活動とは、従業員への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を造ることである。

不正行為の早期発見対応のための制度とは、例えば次のようなものをいう。

社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める。また、通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める。不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックする。

品質・安全性

(- 1)製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足する

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。また、製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する。

製品安全性に関わる法令等として、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられる。安全基準は法令の細則等や JIS 等で定められている。また、海外の安全規格として UL、BSI、CSA 等がある。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ(材料・部品・工程などの履歴)などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。

(- 2)品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し、また運用する

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。

代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000 ファミリー、ISO/TS16949、ISO13485 などがある。

情報セキュリティ

(- 1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する

コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェアなどを指す。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出するおそれがあり、また他社のコンピュータを攻撃するなどにより、業務停滞や信用失墜などの重大な損失を招くことがある。

従って、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための対策を講じることが重要である。

(- 2) 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

(- 3)顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等(電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む)により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指す。

適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

社会貢献

(- 1)社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動とは、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動をいい、一般的には次のような取組みをいう。

- ・ 本来の業務や技術などを活用した社会貢献
- ・ 施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- ・ 金銭的寄付による社会貢献

具体的には、災害時における地域との連携、従業員ボランティア、NPO/NGO などの活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介などの例を挙げることができる。各企業が実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組む。